官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業四）　一
〔その他告示〕
○令和七年度消費生活相談員資格試験の実施を公告する件（消費者庁五）　二
○消防法第十六条の四第二項に規定する指定講習機関の主たる事務所の所在地変更の件（総務二一二）　五
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務九八）　五
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務二一三）　七
○保安林の指定をする件（農林水産九三五～九五〇）　七
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則に基づき経済産業大臣、環境大臣が定める事項の一部を改正する告示（経済産業・環境五）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一六三）　七
○道路に関する件（中国地方整備局五二）　七
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕　八
外務省　厚生労働省　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕　九
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第四項の規定に基づき、昭和六十年人事院事務総局公示第一号の一部改正に関し、決定した件（人事院事務総局公示三）　九
〔公　告〕　九
諸事項
官庁　一〇
押収物還付、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
会社その他　二九

省令

○農林水産省・経済産業省令第四号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百三条第四項（同法第百七十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（商品取引所における取引証拠金の分別管理）	（商品取引所における取引証拠金の分別管理）
第四十三条　（略）	**第四十三条**　（略）
2　商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。	2　商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。次号並びに第七十四条第二項第二号及び第三号において同じ。）の保有	二　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託（同法第六条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。） 三　国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。第七十四条第二項第三号において同じ。）の保有
三　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託であって、同法第六条の規定により元本の補塡の契約をしたもの又は次に掲げる方法により信託財産に属する金銭を運用するもの（取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。） イ　前二号に掲げる方法	